

原発避難7件目賠償判決

6億円 東電に命令

福島地裁いわき支部

東京電力福島第一原発事故で故郷での生活が失われたなどとして、福島県内の避難指示区域に住んでいた住民ら216人が東電を相手取り、総額130億円の損害賠償を求めた集団訴訟の判決が22日、福島地裁いわき支部であった。島村典男裁判長は「故郷での平穏な生活を奪われ、過酷な避難生活を強いられた」として、213人に総額6億1千万円を支払うよう東電に命じた。

原発事故を巡る集団訴訟は全国で約30あり、昨年3月に東電と国の責任を認め、前橋地裁以降、判決は7件目。いずれも東電の責任を認め、国の指針を上回る賠償を命じている。また五つの裁判で国の責任が問われ、一つを除いて国の責任を認めている。

22日のいわき支部判決はまず原子力損害賠償法に基づき東電の責任を認めた。その上で賠償額を検討し、原発事故による地域生活の破壊、被曝の不安、精神的なよりどころを失った、などの事情を挙げ、国の指針を上回る「故郷喪失」慰謝料を認定。避難指示に応じた原告1人当たり、150万〜70万円を加算するよう東電に命じた。

一方、不動産や家財の賠償については、国の指針以上の賠償は認められないと判断。いわき支部は東電の津波対策に関しても検討し、慰謝料を増額すべき重過失があったとまでは認められないと述べた。

国の指針上回る傾向

「失ったものに比べ、あまりにも(額が)低すぎる」。判決後の集会で、原告で福島県南相馬市小高区から避難した国分富夫さん(78)は憤った。1年半前、相馬市に家を再建した。2016年夏に小高区は避難指示が解除されたが、戻る気はない。「小さい孫たちが遊びに来られない」と思うからだ。

ただ、弁護団の米倉勉弁護士はわずかでも賠償額が増えたことを評価する。「裁判所は国の中間指針が不十分だと認定した」。集団訴訟ですでに判決がでた7件では、賠償の基準となる国の「中間指針」に

■集団訴訟の各地裁判決

判決	賠償額	国の責任	東電の責任
前橋地裁(2017年3月)	62人に計約3900万円	○	○
千葉地裁(17年9月)	42人に計約3億7600万円	×	○
福島地裁(17年10月)	2907人に計約5億円	○	○
東京地裁(18年2月)	318人に計約11億円	被告とせず	○
京都地裁(18年3月)	110人に計約1億1千万円	○	○
東京地裁(18年3月)	42人に計約5900万円	○	○
福島地裁・いわき支部(18年3月)	213人に計約6億1千万円	被告とせず	○

対する考え方が分かれた。昨年3月の前橋地裁は国の中間指針を合理的と判断。指針を超える損害のみを賠償とし、約15億円の請求に対し賠償額は約3900万円にとどまった。同年

9月の千葉地裁も指針の考え方を踏襲したが、「長く暮らしてきた生活場所や、自己の人格を形成してきた地域を喪失したことも賠償の対象」と指摘。「ふるさと喪失慰謝料」については、国の指針で対象にされていないなかっただけ避難指示区域にも拡大した。

一方、今年2月の東京地裁は「国の指針は裁判所を拘束しない」。避難指示が解除された南相馬市の原告らに、指針に基づく賠償額に、一律330万円を上乗せした。

(柳沼広幸、山本亮介)